

近畿地方整備局 総務部契約課
記者発表

発表日時	平成18年 7月 7日 14時30分
------	-----------------------

件名	橋本道路垂井高架橋上部工事における かし修補について
----	-------------------------------

概要	<p>近畿地方整備局が昨年9月26日に行った、橋本道路垂井高架橋上部工事におけるかし修補請求に対して、施工業者から、モニタリングの実施、第三者の安全対策等を含む「補修・補強対策」の提案があり、近畿地方整備局では、「安全」の観点から様々な確認を施工業者に行った結果、将来必要性が認められた場合は、「撤去・架け替え」を含む履行保証があることから、「撤去・架け替え」のかし修補と同等であり、安全は確保されていると判断しました。</p> <p>近畿地方整備局は、6月29日に、施工業者の提案を承認するとともに設計・施工計画の作成を指示しましたのでお知らせします。</p>
----	---

取り扱い	_____
------	-------

配付場所	<p>近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ 和歌山県政記者クラブ 和歌山県地方新聞記者クラブ 和歌山県政放送記者クラブ 橋本記者クラブ (発表場所:大阪合同庁舎第1号館 新館2F 第4会議室)</p> <hr/> <p>神戸海運記者クラブ、神戸民放記者クラブ、みなと記者クラブ所属で資料が必要な方は、「近畿地方整備局記者クラブの杉岡(06-6942-1141 内線2811)」にお問い合わせ願います。</p>
------	---

問合せ先	<p>国土交通省 近畿地方整備局 総務部 契約課 課長 谷原 輝明 道路部 道路工事課 課長 大西 博 TEL 06 - 6942 - 1141(代表)</p>
------	--

橋本道路垂井高架橋上部工事におけるかし修補について

1. ひび割れの発生から土木学会の中間報告までの経緯について

近畿地方整備局が、平成13年1月29日に日本高圧コンクリート(株)と契約を行った橋本道路垂井高架橋上部工事は、平成14年4月に完成しました。

平成15年10月にひび割れ等の損傷(工事目的物のかし)が認められたことから、土木学会に原因の究明、現時点での耐荷性能、補修・補強対策等に関する調査を委託しました。

平成17年4月より土木学会コンクリート委員会では、「垂井高架橋損傷対策特別委員会」で、損傷の原因、橋梁の健全性評価ならびに損傷対策について審議し、平成17年9月12日に土木学会は、中間報告を公表しました。

(参考)中間報告の内容について

中間報告書は、「一般的には撤去・再構築による方法があるが、本委員会では、これまでに得られた調査や解析結果をもとに技術的見地からの対策シナリオを設定し、補修・補強対策をまとめた。」としており、この損傷対策は、「モニタリング技術を採用し、変状を常時監視出来る対策を講じる必要がある。」「施工時の状況や骨材品質など、不確定な要素もあり、将来、さらに対策が必要となることを否定できない。」としています。

2. かし修補請求について

近畿地方整備局は、これを受けて平成17年9月26日に、補修・補強による対策では、橋本道路垂井高架橋上部工事の目的が達せられないために、工事請負契約書に定めたかし担保条項に基づき、上部工の「撤去・架け替え」のかし修補請求を行いました。

3. 施工業者の提案について

これに対し、平成17年12月1日に施工業者より「補修・補強対策」を骨格とする以下の提案がありました。

10年間のモニタリングを施工業者の負担で行う。

モニタリング終了時には第三者委員会の評価により、施工業者の負担で撤去・架け替えや再補修、モニタリングの継続を行う。

10年以内であっても、第三者委員会の評価により再構築の必要性が認められれば、施工業者の負担で撤去・架け替えを行う。

4. 施工業者の提案の検討・確認について

近畿地方整備局では、以下の点から、施工業者の提案は検討に値すると判断し、「安全」の観点から様々な確認を行いました。

垂井高架橋が設計で想定しうる地震により倒壊する危険性はない。

(中間報告に記載)

原因が不確定な部分もあるため、今後10年間のモニタリングを行う。

その間において、第三者委員会の評価により再構築の必要性が認められれば、撤去・架け替えを行う。

10年後に第三者委員会の評価を得て、モニタリングの継続や対策方法を実施する。

上記実施に必要な全ての費用負担を施工業者が行う。

併せて、上記実施の履行保証がある。

5. 施工業者の提案の承認について

施工業者の提案は、「撤去・架け替え」を含む履行保証があることから、近畿地方整備局が請求した「撤去・架け替え」のかし修補請求と同等であることを確認し、6月29日に施工業者よりかし修補の承認願が提出されましたので、同日に施工業者の提案を承認するとともに、設計・施工計画の作成を指示しました。

6. 今後の方針

今後、早期供用に向けて、土木学会の審議・指導を受け安全を第一に考え、現地の工事着手を行っていきます。

なお、詳細な施工方法・工程等については、今後、明らかになった段階でお知らせします。

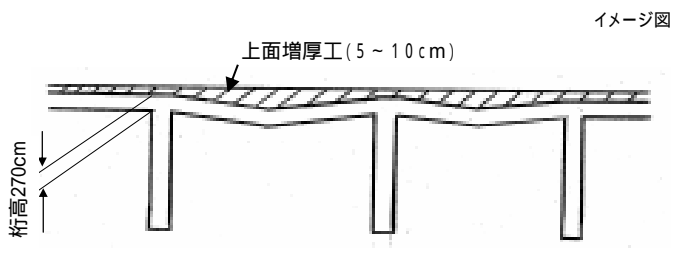
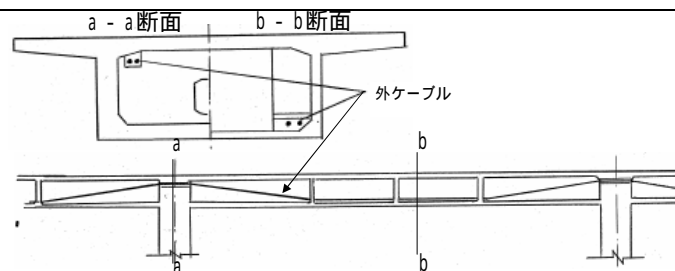
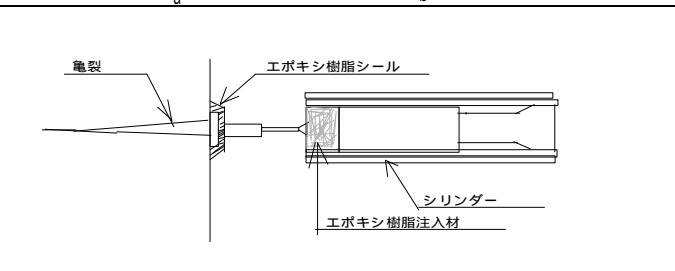
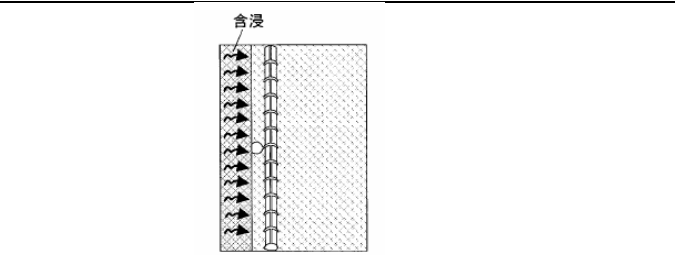
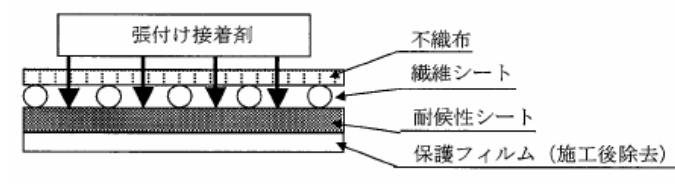
橋本道路・垂井高架橋 損傷対策の経緯について

- ・平成13年 1月～平成14年4月 垂井高架橋上部工事
- ・平成15年10月 監督職員による、ひび割れの発生確認
～平成16年12月 ひび割れ調査等を実施
- ・平成17年 1月～4月 施工業者と原因究明等について検討
- ・平成17年 4月 原因究明のため、土木学会へ委託
(垂井高架橋損傷対策特別委員会の設置)
- ・平成17年 9月12日 土木学会の特別委員会による中間報告
- ・平成17年 9月26日 近畿地方整備局より「撤去・架け替え」のかし修補請求を发出
- ・平成17年 9月30日 施工業者より「円満な解決のため協議に応じたい。」と回答
- ・平成17年12月 1日 施工業者からかし修補請求を踏まえ、「補修・補強対策」を骨格とする提案
- ・平成17年12月16日 施工業者の提案を元に意向詳細確認開始
- ・平成18年 6月29日 施工業者が承認願(誓約書・履行保証等承認願)を提出
- ・平成18年 6月29日 近畿地方整備局が施工業者の提案を承認設計・施工計画の作成を指示

詳細については、下記アドレスの和歌山河川国道事務所ホームページ「橋本道路垂井高架橋に関する記者発表等について」を参照して下さい。

<http://www.kkr.mlit.go.jp/wakayama/press/hashimoto.html>

(施工業者の提案内容)

<p>中間報告提案 (土木学会)</p>	<p>・ 補修・補強対策</p>		<p>撤去・架け替え同等</p>
	<p>・ 上面増厚工 コンクリートを増し打ちし、橋面の平坦性を確保する。</p>	<p>イメージ図</p> 	
	<p>・ 外ケーブル工 箱桁の内部にP C鋼材を設置・緊張し、箱桁全体を補強するとともに、ひび割れの拡大を抑制する。また、上面増厚工による死荷重の増加にも対応する。</p>		
	<p>・ ひび割れ注入工 幅0.2mm以上のひび割れについてエポキシ樹脂注入を行い、水分、塩分による鉄筋の腐食を防止する。</p>		
<p>追加提案</p>	<p>技術面</p>	<p>・ 表面含浸工 表面含浸材を浸透させ、コンクリート表層部の組織を改質して、水分、塩分による鉄筋の腐食を防止する。また、幅0.2mm未満のひび割れ対策ともなる。</p>	
		<p>・ モニタリング</p>	
		<p>・ 第三者への安全対策</p>	
<p>追加提案</p>	<p>技術面</p>	<p>・ シート工 箱桁下面および側面にシート等を貼付し、コンクリートのはく落を防止する。</p>	
		<p>・ 履行保証等</p>	
<p>追加提案</p>	<p>制度面</p>	<p>上記対策の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工業者の経営に不測の事態が生じた場合の銀行による保証 ・ 土木学会による技術的検証及び指導 	<p>信頼性</p>
		<p>万が一に備えて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第三者委員会 (土木学会またはそれに準ずる機関) の提言により、国交省が指示した場合の調査、再補修、撤去・架け替えの実施及びモニタリング等の継続 ・ 国交省が指示した対策に対して施工業者の経営に不測の事態が生じた場合の銀行による保証 	